

福井県報

号外第27号
 令和元年
 7月30日(火)
 火・金曜日発行
 1月1,890円郵送料共

— 目次 —
 (※は、県例規集登載事項)

規則

規則
 ※福井県県税条例施行規則等の一部を
 改正する規則(一七・税務課)………一

訓令
 ※県税賦課徴収事務取扱規程等の一部
 を改正する訓令(二五・税務課)………一

福井県県税条例施行規則等の一部を改正す
 る規則を公布する。

令和元年七月三十日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十七号

福井県県税条例施行規則等の一部を改
 正する規則

(福井県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 福井県県税条例施行規則(昭和三十
 七年福井県規則第八号)の一部を次のよう
 に改正する。

第四十三条第一項中「ならびに同条第二
 項の規定により期限の延長をする対象者の
 範囲および期日」を削り、「行なう」を「
 行う」に改め、同条第二項中「第九条第四
 項」を「第九条第三項」に改める。

第四十八条の十八第一項中「第二十条の
 三第三項」を「第二十条の三第二項」に改
 め、同条第二項中「第二十条の三第二項第
 三号」を「第二十条の三第一項第三号」に
 改め、同条第七項中「第二十条の三第五項
 」を「第二十条の三第四項」に改める。

第六十一条第二項中「国民体育大会」を
 「国民スポーツ大会」に改める。
 第六十五条の表(一)の二の項中「国民体育
 大会」を「国民スポーツ大会」に改める。
 様式第五十二号の三(その二)および様

式第五十二号の三(その三) 中

「預金種目」	1 当座 2 普通 3 納税準備 4 別段 5 その他	を	「預金種目」	1 当座 2 普通 3 その他
--------	---	---	--------	-----------------------

に改める。

様式第六十二号中「第20条の3第2項
 第3号」を「第20条の3第1項第3号」
 とし、「同条第3項」を「同条第2項」と改
 める。

様式第六十二号の二および様式第六十二
 号の三中「第20条の3第2項第3号」を
 「第20条の3第1項第3号」と改める。

様式第九十五号中「国民体育大会」を「
 国民スポーツ大会」とし、「本人」と「本
 人であることを」とし、「の証明書」を「が
 その旨を証明する書類」と改める。

様式第九十六号中「国民体育大会」を「
 国民スポーツ大会」と改める。

様式第百号中「国民体育大会」を「国民
 スポーツ大会」とし、「証明書」を「その旨
 を証明する書類」とし、「

国体

」を「

国民

」
 に改める。

様式第百一十号中「国体等」を「国スポ等
 」に改める。

様式第百七十五号中「なお、地方税関係
 帳簿または地方税関係書類について、はじ
 めて電磁的記録等による保存等を行うと
 する場合の承認(地方税法第748条第1
 項、第2項、第749条第1項もしくは第
 2項または福井県県税条例第93条第3項
 の承認)を受けようとするときは、これと
 は別様式の申請書用紙を使用してくださ
 い。」を削る。

第二条 福井県県税条例施行規則の一部を次

様式第五十三号の二を次のように改める。

のように改正する。

第五十四条の表(ロ)の項および(四)の項中「法人事業税・」の下に「特別法人事業税・」を加える。

第三十四条十五号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第16条第2項または第3項の規定により」を「特別法人事業税及び特別法人事業税譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第14条第2項もしくは第3項の規定または地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定により」なその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第16条第2項もしくは第3項の規定により」に改める。

第三十四条十五号(イ)中「法人事業税・」の次に「特別法人事業税・」を加える。

「地方法人特別税」		額	(31)
所得	割	額	(32)
仮装経理に	づく	控除額	(33)
差引	地方法人特別税額	(31)+(32)-(33)	(34)
租税	条約の実施に係る	控除額	(35)
差引計	(34)-(35)		(36)

「特別法人特別税」		額	(31)
所得	割	額	(32)
仮装経理に	づく	控除額	(33)
差引	特別法人事業税額・地方法人特別税額	(31)+(32)-(33)	(34)
租税	条約の実施に係る	控除額	(35)
差引計	(34)-(35)		(36)

このように改める。

様式第53号の2(第40条、第76条関係)

納税証明書交付請求書

年 月 日

福井県 長塚

住 所(所在地)

〔※代理人の方が請求する場合のみ記入してください。〕
 住 所 名 所 名(フリガナ) 氏 名(名 称)
 (代理人) 氏 名 (納税者) 個人番号(法人番号)

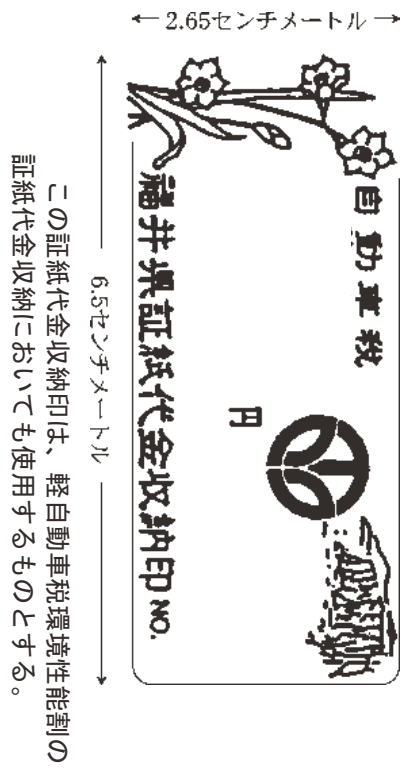
④

次のとおり納税証明書の交付を請求します。必要事項(対象税目、枚数および提出先)を記入してください。
 ※該当する欄の□にシ印を記入するとともに、必要事項(対象税目、枚数および提出先)を記入してください。

使用目的	対象税目	証明事項	枚数
<input type="checkbox"/> (1) 自動車の名義変更または抹消登録	自動車税 種別別	登録番号 福井()) 未納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (2) 県制度融資および設備貸与制度の申込み	全税目	潜納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (3) 県への補助金等の申請(県営住宅の申込を含む。)	全税目	潜納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (4) 建設業許可の申請(初めての許可の場合)	個人事業税 法人事業税・特別法人特別税	()年所得分 納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
<input type="checkbox"/> (5) 建設業の事業年度終了の届出	個人事業税 法人事業税・特別法人特別税	()年所得分 納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
<input type="checkbox"/> (6) 競争入札参加者の資格審査の申請	個人事業税 法人事業税・特別法人特別税	()年所得分 納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
<input type="checkbox"/> (7) 金融機関への融資申込み	個人事業税 法人事業税・特別法人特別税	()年所得分 納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
<input type="checkbox"/> (8) 試掘権の存続延長の出願または試掘権の採掘権への転讓	鉱区税	登録番号第()号 潜納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (9) その他	個人事業税 法人事業税・特別法人特別税	()年所得分 納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
<input type="checkbox"/> 【提出先】	全税目	潜納の額がないこと。 過去()年以内に潜納処分を受けたことがないこと。	枚
	その他 ()		枚
【提出先】		証紙貼付欄	
		【枚数×400円】	

様式第五十九号中「法人事業税・」の下に「特別法人事業税・」を加え、「地方法人特別税額」と「特別法人事業税額・地方法人特別税額」に改める。
 様式第六十一号の三の二を次のように改める。

様式第61号の3の2 (第48条の3の2関係)



様式第六十一号の五(その三)を次のように改める。

様式第61号の5(その3)(第48条の5関係)

1. 新規登録(新車)	2. 新規登録(中古車)	3. 移転登録	4. 転入	5. 転出	6. 抹消登録
7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途)	8. その他	1. 先買	2. 相続	3. 所有権留保解除	4. 譲渡
5. 所有権留保解除	6. 商品車	7. その他	1. 課税	2. 非課税	3. 課税免除
4. 減免(障害者・その他)	5. 免税点以下	6. 商品車	7. その他	1. 環境	2. 性能

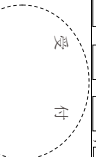
自動車税(環境性能別・種別別)申告書(報告書)(控)兼徴収済証
 福井県 長嶽
 年 月 日

次の上より申告(報告)します。

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
住所	(左詰で記入)			
納税(申告・報告・義務者)	氏名 住所 電話番号			
所有者	氏名 住所 電話番号			
使用者	氏名 住所 電話番号			
用途	01. 乗用車	02. トラック(貨物)	03. トラック(貨客兼用車)	04. トラック(けん引車)
05. バス(一般乗合用)	06. バス(一般貨切用)	07. バス(その他)	08. 三輪小型	09. 特殊用途自動車
10. その他	11. バス(一般貨切用)	12. バス(その他)	13. 普通	14. 小型
15. 三輪	16. 乗車定員	17. 営業用	18. 自家用	19. 最大積載量
20. 原動機の型式	21. 長さ	22. 幅	23. 高さ	24. 車面重量
25. 車検有効期限	26. 商品車である場合の古物商許可番号	27. 車面総重量	28. 車台番号	29. 類別区分番号
30. 普通	31. 営業用	32. 自家用	33. 燃料の種類	34. 1. ガソリン
35. 2. その他	36. 1. ガソリン	37. 2. 軽油	38. 3. その他	39. 1. 自己所有
40. 2. 所有権留保	41. 3. 商品車	42. 4. リース車	43. 5. 譲渡担保	44. 6. その他
45. 1. 営業用	46. 2. 自家用	47. 3. その他	48. 1. 取得前	49. 2. 用途
50. 3. その他	51. 1. 取得前	52. 2. 用途	53. 3. 取得前	54. 4. 用途
55. 1. 取得前	56. 2. 用途	57. 3. 取得前	58. 4. 用途	59. 5. 用途
60. 1. 取得前	61. 2. 用途	62. 3. 取得前	63. 4. 用途	64. 5. 用途
65. 1. 取得前	66. 2. 用途	67. 3. 取得前	68. 4. 用途	69. 5. 用途
70. 1. 取得前	71. 2. 用途	72. 3. 取得前	73. 4. 用途	74. 5. 用途
75. 1. 取得前	76. 2. 用途	77. 3. 取得前	78. 4. 用途	79. 5. 用途
80. 1. 取得前	81. 2. 用途	82. 3. 取得前	83. 4. 用途	84. 5. 用途
85. 1. 取得前	86. 2. 用途	87. 3. 取得前	88. 4. 用途	89. 5. 用途
90. 1. 取得前	91. 2. 用途	92. 3. 取得前	93. 4. 用途	94. 5. 用途
95. 1. 取得前	96. 2. 用途	97. 3. 取得前	98. 4. 用途	99. 5. 用途
100. 1. 取得前	101. 2. 用途	102. 3. 取得前	103. 4. 用途	104. 5. 用途
105. 1. 取得前	106. 2. 用途	107. 3. 取得前	108. 4. 用途	109. 5. 用途
110. 1. 取得前	111. 2. 用途	112. 3. 取得前	113. 4. 用途	114. 5. 用途
115. 1. 取得前	116. 2. 用途	117. 3. 取得前	118. 4. 用途	119. 5. 用途
120. 1. 取得前	121. 2. 用途	122. 3. 取得前	123. 4. 用途	124. 5. 用途
125. 1. 取得前	126. 2. 用途	127. 3. 取得前	128. 4. 用途	129. 5. 用途
130. 1. 取得前	131. 2. 用途	132. 3. 取得前	133. 4. 用途	134. 5. 用途
135. 1. 取得前	136. 2. 用途	137. 3. 取得前	138. 4. 用途	139. 5. 用途
140. 1. 取得前	141. 2. 用途	142. 3. 取得前	143. 4. 用途	144. 5. 用途
145. 1. 取得前	146. 2. 用途	147. 3. 取得前	148. 4. 用途	149. 5. 用途
150. 1. 取得前	151. 2. 用途	152. 3. 取得前	153. 4. 用途	154. 5. 用途
155. 1. 取得前	156. 2. 用途	157. 3. 取得前	158. 4. 用途	159. 5. 用途
160. 1. 取得前	161. 2. 用途	162. 3. 取得前	163. 4. 用途	164. 5. 用途
165. 1. 取得前	166. 2. 用途	167. 3. 取得前	168. 4. 用途	169. 5. 用途
170. 1. 取得前	171. 2. 用途	172. 3. 取得前	173. 4. 用途	174. 5. 用途
175. 1. 取得前	176. 2. 用途	177. 3. 取得前	178. 4. 用途	179. 5. 用途
180. 1. 取得前	181. 2. 用途	182. 3. 取得前	183. 4. 用途	184. 5. 用途
185. 1. 取得前	186. 2. 用途	187. 3. 取得前	188. 4. 用途	189. 5. 用途
190. 1. 取得前	191. 2. 用途	192. 3. 取得前	193. 4. 用途	194. 5. 用途
195. 1. 取得前	196. 2. 用途	197. 3. 取得前	198. 4. 用途	199. 5. 用途
200. 1. 取得前	201. 2. 用途	202. 3. 取得前	203. 4. 用途	204. 5. 用途
205. 1. 取得前	206. 2. 用途	207. 3. 取得前	208. 4. 用途	209. 5. 用途
210. 1. 取得前	211. 2. 用途	212. 3. 取得前	213. 4. 用途	214. 5. 用途
215. 1. 取得前	216. 2. 用途	217. 3. 取得前	218. 4. 用途	219. 5. 用途
220. 1. 取得前	221. 2. 用途	222. 3. 取得前	223. 4. 用途	224. 5. 用途
225. 1. 取得前	226. 2. 用途	227. 3. 取得前	228. 4. 用途	229. 5. 用途
230. 1. 取得前	231. 2. 用途	232. 3. 取得前	233. 4. 用途	234. 5. 用途
235. 1. 取得前	236. 2. 用途	237. 3. 取得前	238. 4. 用途	239. 5. 用途
240. 1. 取得前	241. 2. 用途	242. 3. 取得前	243. 4. 用途	244. 5. 用途
245. 1. 取得前	246. 2. 用途	247. 3. 取得前	248. 4. 用途	249. 5. 用途
250. 1. 取得前	251. 2. 用途	252. 3. 取得前	253. 4. 用途	254. 5. 用途
255. 1. 取得前	256. 2. 用途	257. 3. 取得前	258. 4. 用途	259. 5. 用途
260. 1. 取得前	261. 2. 用途	262. 3. 取得前	263. 4. 用途	264. 5. 用途
265. 1. 取得前	266. 2. 用途	267. 3. 取得前	268. 4. 用途	269. 5. 用途
270. 1. 取得前	271. 2. 用途	272. 3. 取得前	273. 4. 用途	274. 5. 用途
275. 1. 取得前	276. 2. 用途	277. 3. 取得前	278. 4. 用途	279. 5. 用途
280. 1. 取得前	281. 2. 用途	282. 3. 取得前	283. 4. 用途	284. 5. 用途
285. 1. 取得前	286. 2. 用途	287. 3. 取得前	288. 4. 用途	289. 5. 用途
290. 1. 取得前	291. 2. 用途	292. 3. 取得前	293. 4. 用途	294. 5. 用途
295. 1. 取得前	296. 2. 用途	297. 3. 取得前	298. 4. 用途	299. 5. 用途
300. 1. 取得前	301. 2. 用途	302. 3. 取得前	303. 4. 用途	304. 5. 用途
305. 1. 取得前	306. 2. 用途	307. 3. 取得前	308. 4. 用途	309. 5. 用途
310. 1. 取得前	311. 2. 用途	312. 3. 取得前	313. 4. 用途	314. 5. 用途
315. 1. 取得前	316. 2. 用途	317. 3. 取得前	318. 4. 用途	319. 5. 用途
320. 1. 取得前	321. 2. 用途	322. 3. 取得前	323. 4. 用途	324. 5. 用途
325. 1. 取得前	326. 2. 用途	327. 3. 取得前	328. 4. 用途	329. 5. 用途
330. 1. 取得前	331. 2. 用途	332. 3. 取得前	333. 4. 用途	334. 5. 用途
335. 1. 取得前	336. 2. 用途	337. 3. 取得前	338. 4. 用途	339. 5. 用途
340. 1. 取得前	341. 2. 用途	342. 3. 取得前	343. 4. 用途	344. 5. 用途
345. 1. 取得前	346. 2. 用途	347. 3. 取得前	348. 4. 用途	349. 5. 用途
350. 1. 取得前	351. 2. 用途	352. 3. 取得前	353. 4. 用途	354. 5. 用途
355. 1. 取得前	356. 2. 用途	357. 3. 取得前	358. 4. 用途	359. 5. 用途
360. 1. 取得前	361. 2. 用途	362. 3. 取得前	363. 4. 用途	364. 5. 用途
365. 1. 取得前	366. 2. 用途	367. 3. 取得前	368. 4. 用途	369. 5. 用途
370. 1. 取得前	371. 2. 用途	372. 3. 取得前	373. 4. 用途	374. 5. 用途
375. 1. 取得前	376. 2. 用途	377. 3. 取得前	378. 4. 用途	379. 5. 用途
380. 1. 取得前	381. 2. 用途	382. 3. 取得前	383. 4. 用途	384. 5. 用途
385. 1. 取得前	386. 2. 用途	387. 3. 取得前	388. 4. 用途	389. 5. 用途
390. 1. 取得前	391. 2. 用途	392. 3. 取得前	393. 4. 用途	394. 5. 用途
395. 1. 取得前	396. 2. 用途	397. 3. 取得前	398. 4. 用途	399. 5. 用途
400. 1. 取得前	401. 2. 用途	402. 3. 取得前	403. 4. 用途	404. 5. 用途
405. 1. 取得前	406. 2. 用途	407. 3. 取得前	408. 4. 用途	409. 5. 用途
410. 1. 取得前	411. 2. 用途	412. 3. 取得前	413. 4. 用途	414. 5. 用途
415. 1. 取得前	416. 2. 用途	417. 3. 取得前	418. 4. 用途	419. 5. 用途
420. 1. 取得前	421. 2. 用途	422. 3. 取得前	423. 4. 用途	424. 5. 用途
425. 1. 取得前	426. 2. 用途	427. 3. 取得前	428. 4. 用途	429. 5. 用途
430. 1. 取得前	431. 2. 用途	432. 3. 取得前	433. 4. 用途	434. 5. 用途
435. 1. 取得前	436. 2. 用途	437. 3. 取得前	438. 4. 用途	439. 5. 用途
440. 1. 取得前	441. 2. 用途	442. 3. 取得前	443. 4. 用途	444. 5. 用途
445. 1. 取得前	446. 2. 用途	447. 3. 取得前	448. 4. 用途	449. 5. 用途
450. 1. 取得前	451. 2. 用途	452. 3. 取得前	453. 4. 用途	454. 5. 用途
455. 1. 取得前	456. 2. 用途	457. 3. 取得前	458. 4. 用途	459. 5. 用途
460. 1. 取得前	461. 2. 用途	462. 3. 取得前	463. 4. 用途	464. 5. 用途
465. 1. 取得前	466. 2. 用途	467. 3. 取得前	468. 4. 用途	469. 5. 用途
470. 1. 取得前	471. 2. 用途	472. 3. 取得前	473. 4. 用途	474. 5. 用途
475. 1. 取得前	476. 2. 用途	477. 3. 取得前	478. 4. 用途	479. 5. 用途
480. 1. 取得前	481. 2. 用途	482. 3. 取得前	483. 4. 用途	484. 5. 用途
485. 1. 取得前	486. 2. 用途	487. 3. 取得前	488. 4. 用途	489. 5. 用途
490. 1. 取得前	491. 2. 用途	492. 3. 取得前	493. 4. 用途	494. 5. 用途
495. 1. 取得前	496. 2. 用途	497. 3. 取得前	498. 4. 用途	499. 5. 用途
500. 1. 取得前	501. 2. 用途	502. 3. 取得前	503. 4. 用途	504. 5. 用途

※この欄には記入しないこと。

(注) 軽自動車税環境性能別の徴収済証にあつては、この様式を運用すること。この場合において、「自動車税(環境性能別・種別別)」とあるのは「軽自動車税環境性能別」と、「自動車税環境性能別」と読み替へる。



額 取 済 印

様式第六十七号中
 「法人県民税・法人事業税
 法人事業税・地方法人特別税」

「法人県民税・法人事業税
 特別法人事業税・地方法人特別税」

に改め、「事業税・」の下に「特別法人事業税・」を加える。

様式第六十八号を次のように改める。

様式第68号(第19条の2、第54条関係)

法人事業税 県民税 に係る課税標準額等の通知書

第 年 月 日 号

様

福井県 長 国

このことについて、地方税法第63条第3項(第72条の48の2 第8項 第12項)の規定により、次のとおり通知します。

法人名 (法人課税信託の名称) 主たる事務所等の所在地	事業年度または連結事業年度 資本金の額または 出資金の額	年 月 日 から 年 月 日まで				
	資本準備金の額および 資本金の額等の合算額	円				
法人番号	資本金等の額	円				
税務官署の処理区分および通知年月日	法人区分	申告期限延長月数				
確定申告	法 条 適用	月 月				
申告処理区分	処理区分	災害等延長の申告期限				
修正	加算金決定					
課税標準額の総額 法人事業税	(使途秘匿金税額等) 法人税額	年 万円以下	円			
		年 万円超 万円以下	円			
		年 万円超 計	円			
		軽減税率不適用 法人の金額	円			
		付加価値額	円			
収入金額	備考	円				
関係道府県の 事務所所在地 分割基準の合計	法人事業税	法人県民税				
分割基準	分割都道府県数					
法人税割額から 控除すべき外国 税額の総額	都道府県民税分	円	補正後の 従業員数	市 町 村 民 税 分	円	人
	市町村民税分	円			円	
軌道または鉄道 の売上の売上高 その他部門の売上高	軌道または鉄道の売上高	円	反 控 除 理	対象所得金額	円	
	その他部門の売上高	円	対象付加価値額	円		
		円	対象資本金等の額	円		
		円	対象収入金額	円		
		円	対象法人税額等	円		
		円	対象所得金額	円		
		円	対象付加価値額	円		
		円	対象資本金等の額	円		
		円	対象収入金額	円		
		円	対象法人税額等	円		
法源番号 課税番号		租 税 条 約	対象収入金額	円		
			対象法人税額等	円		

様式第七十号(第61号)中
 「法人県民税・法人事業税
 法人事業税・地方法人特別税」

「法人県民税・法人事業税
 特別法人事業税・地方法人特別税」

を

特別税	所得割	額	①
収入	割	額	②
仮装経理に基づく控除額		額	③
差引地方法人特別税額	(① + ② - ③)	額	④
租税条約の実施に係る控除額		額	⑤
差引計	(④ - ⑤)	額	⑥

を

特別税	所得割	額	①
収入	割	額	②
仮装経理に基づく控除額		額	③
差引特別法人事業税額・地方法人特別税額	(① + ② - ③)	額	④
租税条約の実施に係る控除額		額	⑤
差引計	(④ - ⑤)	額	⑥

に改める。

様式第七十一号中「法人の事業税・」の次に「特別法人事業税・」を加える。
 様式第七十六号の三の次に次の一様式を加える。

様式第76号の4(第53条関係)

法人事業税交付金交付決定通知書

第 年 月 日

市町長 様

福井県知事

印

福井県条例第57条の規定に基づき、 年 月において交付すべき法人事業税交付金を次のとおり交付します。

記

金 円 也

様式第九十三号(表)を次のように改める。

様式第93号(第58条の4関係)

(表)

県たばこ税等更正(決定)通知書							
第 号							年 月 日
福井県知事							印
様 地方税法第74条の20第 項の規定により、次のとおり更正(決定)しましたから通知します。この更正(決定)に基づく不足税額および不足税額に対する延滞金額または加算金額については、 年 月 日までに、県指定金融機関等に納付書により納付してください。							
区 分	年 月 区 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
	申告年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	申告期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	処理区分	更正・決定	更正・決定	更正・決定	更正・決定	更正・決定	更正・決定
	更正請求年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
調 査 額 (ア)	課税標準数量計(本)						
	税 額 計(円)						
	課税免除税額計(円)						
	返還控除税額計(円)						
	還付の確定した税額(円)						
	納付すべき税額(円)						
申 告 済 額 (イ)	課税標準数量計(本)						
	税 額 計(円)						
	課税免除税額計(円)						
	返還控除税額計(円)						
	還付の確定した税額(円)						
	納付すべき税額(円)						
差 引 増 減 額 (ア)-(イ)	課税標準数量計(本)						
	税 額 計(円)						
	課税免除税額計(円)						
	返還控除税額計(円)						
	還付の確定した税額(円)						
	納付すべき税額(円)						
加 算 金 額	過少申告加算金 $\frac{10}{100}$						
	不申告加算金 $\frac{15}{100}$						
	重 加 算 金 $\frac{\quad}{100}$						
差引増減額(納付すべき税額)の合計 (ウ)		円		(エ) 加算金額の合計		円	
				納付すべき(減額される)額の合計 (ウ)+(エ)		円	

(福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十九年福井県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち福井県県税条例施行規則第五十三条第一項、第二項および第三項を改め、同条を第五十二条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「十二月および三月に、」の下に「別記様式第七十六号の四の」を加える。

第二条のうち福井県県税条例施行規則第七十二条の二の次に一条を加える改正規定中「第三百三十五条の十三第一項第三号」を「第三百三十五条の十三第一項第二号」に、「第三百三十五条の十三第一項第一号」を「第三百三十五条の十三第一項第四号」に、「第三百三十五条の十三第一項第三号または第四号」を「第三百三十五条の十三第一項第二号または第三号」に、「第三百三十五条の十三第一項第一号、第二号または第四号」に、「(同項第三号)」を「(同項第二号)」に、「同項第三号または第四号」を「同項第二号または第三号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に改める。

第二条のうち福井県県税条例施行規則様式第六十一号の五(その一)から様式第六十一号の五(その三)までの改正規定を次のように改める。

様式第六十一号の五(その一)および様式第六十一号の五(その二)を次のように改める。

様式第61号の5(その1)(第48条の5関係)

領 収 済 証						
課税標準額 (円)					0	0
自動車税 環境性能割 (円)					0	0
自動車税 種別割 (円)					0	0
証紙徴収合計額 (円)					0	0

年度	登 録 番 号	福 井
納税者 住(居)所(所在地)		
氏 名(名 称)		

領 収 済 印

上記の自動車税環境性能割および自動車税種別割について、領収済みであることを証します。

(注) 軽自動車税環境性能割の領収済証にあつては、この様式を準用することとします。この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとします。

様式第61号の5(その2)(第48条の5関係)

領 収 済 証																
自動車 税環境 性能割	課 税 標 準 額 (円)						税 額 (円)						年度	車 両 番 号	福 井	領 収 済 印
					0	0							納税者 住(居)所(所在地) 氏 名(名 称)			

上記の自動車税環境性能割について、領収済みであることを証します。

(注) 軽自動車税環境性能割の領収済証にあつては、この様式を準用することとします。この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとします。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第六十一条、第六十五条、様式第九十五号、様式第九十六号、様式第百号および様式第百一号の改正規定 令和五年一月一日

二 第二条 令和元年十月一日

(経過措置)

2 改正前の福井県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

福井県訓令第15号

総務部

嶺南振興局

福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月30日

福井県知事 杉本 達治

県税賦課徴収事務取扱規程等の一部を

改正する訓令

(県税賦課徴収事務取扱規程の一部改正)

第1条 県税賦課徴収事務取扱規程(昭和38年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

別表中

提出期限延長の承認	から第5項まで(第72条の28第2項において準用する場合を含む。)	
-----------	-----------------------------------	--

を

「法人事業税および特別法人事業税の申告書の提出期限延長の承認	地方税法第72条の25第2項から第5項まで(第72条の28第2項において準用する場合を含む。)	21日
--------------------------------	---	-----

に、

「継続検査用自動車税の証明書の交付	福井県条例第153条	即日
-------------------	------------	----

を

「継続検査用自動車税種別割の証明書の交付	福井県条例第153条	即日
----------------------	------------	----

に改める。
様式目次中

「21の2 地方法人特別税調定実績額調	〃	
22 / 法人県民税 / 法人事業税・地方法人特別税 / 更正 決定計算書(決議書)	〃	

「21の2 特別法人事業税・地方法人特別税調定実績額調	〃	
22 / 法人県民税・法人事業税 / 特別法人事業税・地方 法人特別税 / 更正決定計算書(決議書)	〃	

「46 滞納整理票 法人二税・地方法人特別税滞納整理票	第22条第1項	
--------------------------------	---------	--

「46 滞納整理票 法人二税・特別法人事業税・地方法人特別税滞納整理票	第22条第1項	
--	---------	--

める。

訓令様式第21号の2中「地方法人特別税」を「特別法人事業税・地方法人特別税」に改める。

訓令様式第22号中
「法人県民税」を
「法人事業税・地方法人特別税」

を
「法人県民税・法人事業税
特別法人事業税・地方法人特別税」

「地方法人特別税	所得割額 ①
収入割額 ②	
仮装経理に基づく控除額 ③	
差引地方法人特別税額 (①+②-③) ④	
租税条約の実施に係る控除額 ⑤	
差引計 (④-⑤) ⑥	

「地方法人特別税	所得割額 ①
収入割額 ②	
仮装経理に基づく控除額 ③	
差引特別法人事業税額・地方法人特別税額 (①+②-③) ④	
租税条約の実施に係る控除額 ⑤	
差引計 (④-⑤) ⑥	

に、「うち地方法人特別税」を「うち特別法人事業税・地方法人特別税」に改める。
訓令様式第46号(その2)中「法人二税・」の次に「特別法人事業税・」を加え、

不申告加算金									
重加算入金									
計									
合									
地方									
法人									
特別									
税									
重加算金									
不申告加算金									
過少申告加算金									
本									
税									
計									
重加算金									
不申告加算金									
過少申告加算金									
重加算入金									
計									
重加算金									
不申告加算金									
過少申告加算金									
計									

を

県									
税									
計									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重加算金									
重加算入金									
計									
合									
特別									
法人									
事業									
税									
重加算金									
不申告加算金									
過少申告加算金									
本									
税									
計									
重加算金									
不申告加算金									
過少申告加算金									
重加算入金									
計									
重加算金									
不申告加算金									
過少申告加算金									
重加算入金									
計									

に改める。
訓令様式第173号の5中

自動車	税
区	税
登録	税
資産	税
取得	税
燃料	税
核	税
自動車	取得

自動車	税	種	別	割
区	税			
登録	税			
資産	税			
取得	税			
燃料	税			
核	税			
自動車	税	環	境	性
自動車	税	能	能	割

軽油引取税
入猟税
娯楽施設利用税
料理飲食等消費税
延滞金
過少申告加算金
不申告加算金
重加算金
合計

軽油引取税
狩猟税
ゴルフ場利用税
延滞金
過少申告加算金
不申告加算金
重加算金
合計

を

に改

める。
訓令様式第173号の20を次のように改める。

訓令様式第173号の20

年 月分

自動車税証紙収納額内訳書

証紙収納金額	¥	
納税者(件数)		外 件

証紙収納額科目別内訳

科 目	証 紙 収 納 額	納 税 者 (件数)
(款)果 税 (項)自 動 車 税 (目)環 境 性 能 割 (節)現 年 課 税 分		
(款)果 税 (項)自 動 車 税 (目)種 別 割 (節)現 年 課 税 分		
(款)諸 収 入 (項)延滞金・加算金および過料 (目)延 滞 金 (節)現 年 課 税 分		

上記のとおり相違ないことを証明します。

担当者



注 この様式は、軽自動車税の証紙収納額内訳書を使用する場合に準用すること。この場合において、「自動車税」とあるのは「軽自動車税」に、「(款)果税」とあるのは「(款)市町税」に読み替えるものとする。

訓令様式第199号の2中

「 地 方 特 別 法 人 特 別 税 額 」	を	「 特 別 法 人 事 業 税 額 ・ 地 方 法 人 特 別 税 額 」
--	---	---

に改める。

(県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令(平成29年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の県税賦課徴収事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和元年七月三十日印
令和元年七月三十日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 千九一〇一〇〇一七 福井県福井市文京一丁目十九一二十 高桑印刷(株)

☎ 六三三二番